

第4次東大阪市 男女共同参画推進計画

概要版

令和3(2021)年
東大阪市

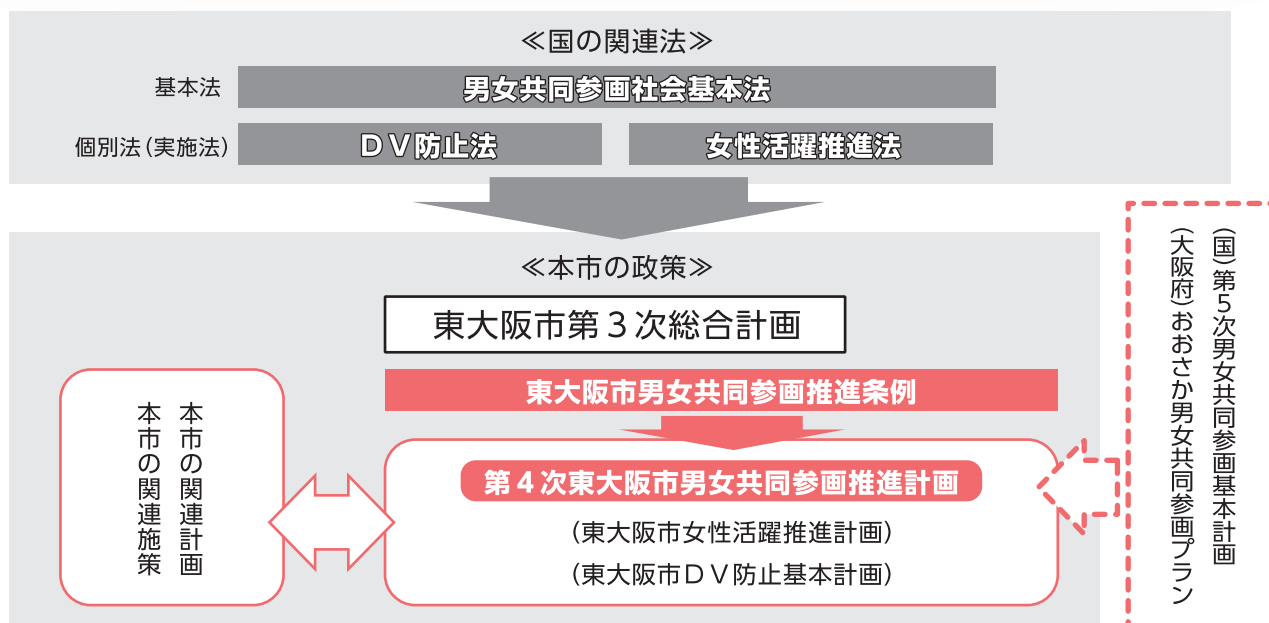
計画策定の趣旨

東大阪市では、「男女共同参画社会基本法」に規定された地方公共団体の責務、並びに「東大阪市男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画の推進を本市の重要な政策と位置づけて、男女共同参画の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するために本計画を策定するものです。

計画期間

令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間を計画期間とし、国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応して5年を目途に見直しを検討します。

計画の位置づけ



計画のめざす姿と基本理念

人権の尊重と男女共同参画社会の実現

東大阪市
男女共同参画推進条例に
掲げる7つの基本理念

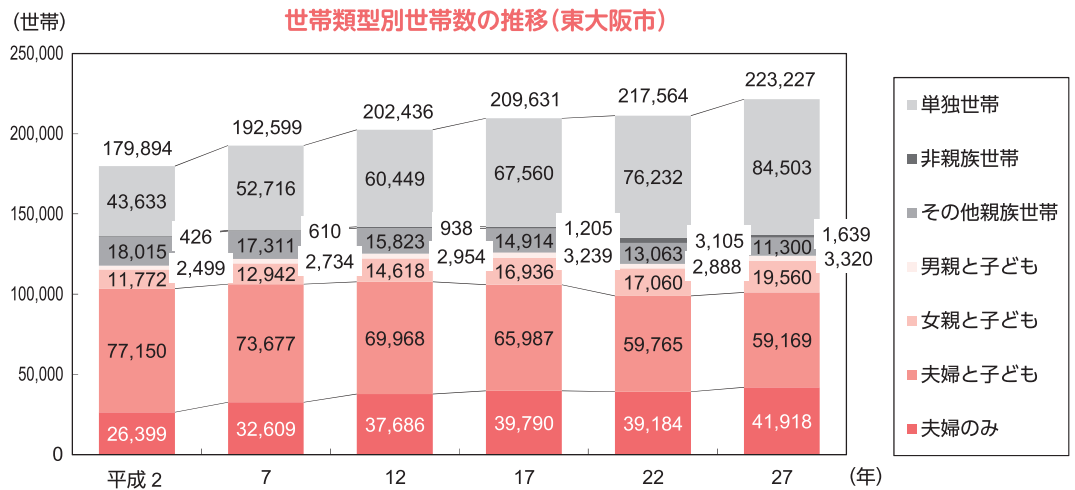
- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 男女の性別にとどまらないあらゆる人の人権への配慮
- (3) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (4) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (5) 家庭生活における活動と他の活動との両立
- (6) 男女の生涯にわたる健康の確保についての配慮
- (7) 国際社会の取組への配慮

東大阪市の現状

■ 少子高齢化の進展と単独世帯の増加

本市では、全国の傾向と同様に今後も人口減少と高齢化が進むことが予想されています。

世帯類型では、ひとり暮らし世帯(単独世帯)と夫婦のみ世帯の増加が顕著で、夫婦と子どもの世帯は大きく減少しています。

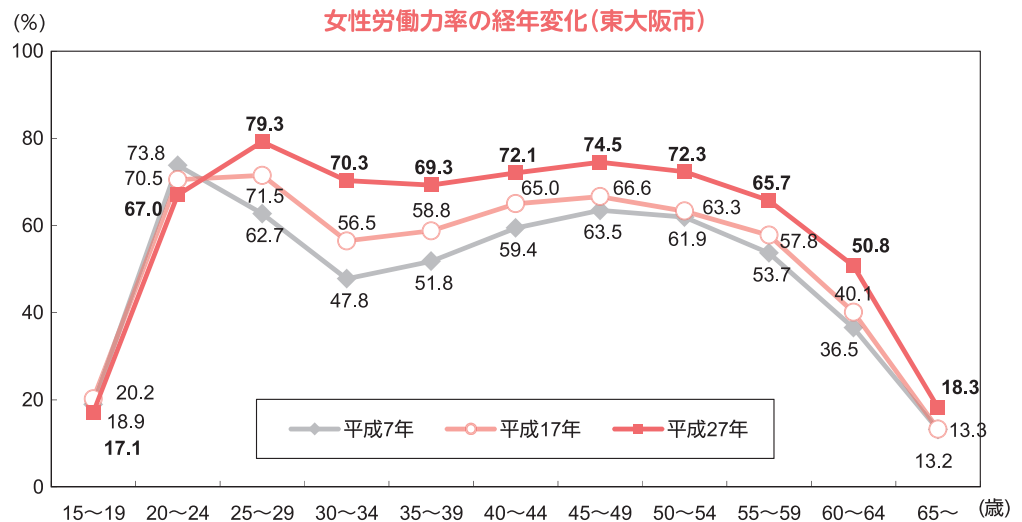


世帯総数には世帯類型「不詳」を含むため、世帯類型ごとの計と総数は一致しない。

資料：総務省「国勢調査」

■ 働く女性の増加

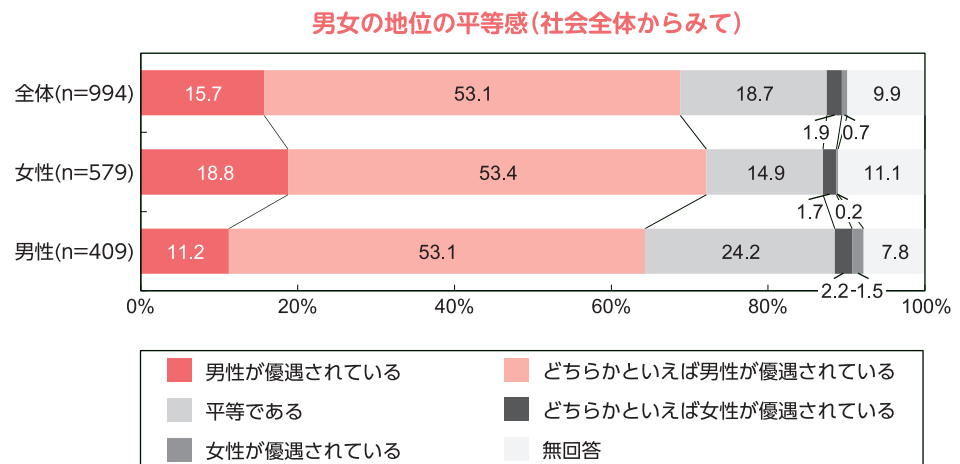
女性の労働力率はほぼ全年代にわたって上昇しており、特に20歳代後半から30歳代の上昇幅が大きくなっています。



労働力率は、15歳以上人口に占める労働力人口(就業者と完全失業者を合わせたもの)の割合。資料：総務省「国勢調査」

■ 根強い男性優遇感

固定的な性別役割分担意識は払拭されつつありますが、社会全体からみて男性が優遇されていると感じる人の割合は7割近くにのぼり、男女が平等になっていると感じる人は2割程度です。



グラフ中の[n]は回答人数で、「全体」には性別が「その他」「無回答」を含む。以下「市民意識調査」のグラフは同様とする。

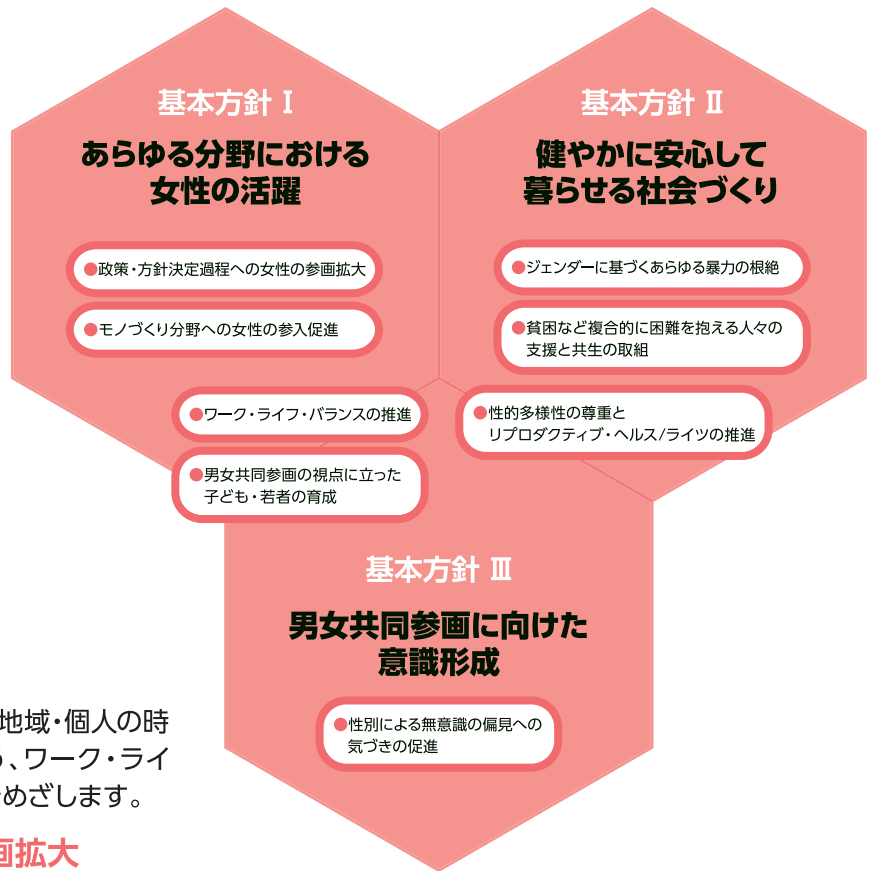
資料：「東大阪市男女共同参画に関する市民意識調査」(平成31(2019)年3月)

計画の基本方針と重点項目

基本理念のもと、めざす姿の実現に向けて取り組む3つの基本方針を定めます。

基本方針Ⅰ	本計画で特に積極的に推進する分野
基本方針Ⅱ	男女共同参画社会実現のための基盤となる分野
基本方針Ⅲ	男女共同参画社会実現のための基盤となる分野

3つの基本方針は相互に密接に関係しており、それぞれに関連づけられる重点項目を設定して、計画の実効的な推進をめざします。



重点項目

●ワーク・ライフ・バランスの推進

誰もが自分の望むかたちで、仕事・家庭・地域・個人の時間が確保された豊かな人生を送れるよう、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現をめざします。

●政策・方針決定過程への女性の参画拡大

複雑化する社会的課題への対応と解決には男女双方の視点が必要であることから、男女が対等に意思決定に関与して共に責任を分かち合うための取組を進めます。

●モノづくり分野への女性の参入促進

本市の特徴であるモノづくり産業の活性化と成長にもつなげる、モノづくり分野への女性の参入を促進する取組を進めます。

●性的多様性の尊重とリプロダクティブ・ヘルス/ライツの推進

性的多様性を理解して誰もが自分らしく生きられる社会づくりと、「性=生」ととらえて、市民の健康、暮らし、人間関係などにおいて安心して安全な状況をつくる取組を進めます。

●ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

誰も被害者にも加害者にもならないよう、男女の対等な関係を基礎とした暴力のない社会に向けた意識の醸成を図り、被害の予防対策と被害者支援に取り組めます。

●貧困など複合的に困難を抱える人々の支援と共生の取組

様々な困難を抱える人々が直面する問題を解決できるよう、当事者に寄り添う支援を行うとともに、地域社会における支え合いのなかで、安心して暮らせるよう取組を進めます。

●男女共同参画の視点に立った子ども・若者の育成

次世代を担う子どもや若者が、健やかで、将来に夢をもち、個性と能力を発揮できるよう、子ども・若者の育成において男女共同参画の視点に立った取組を推進します。

●性別による無意識の偏見への気づきの促進

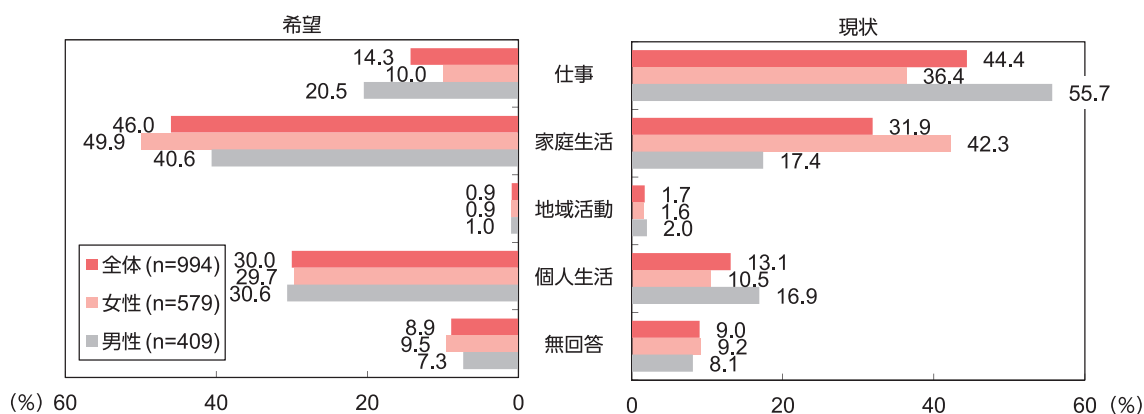
固定的な性別役割分担意識の払拭とともに、性別による無意識の思い込みや偏見に気づいて、性別にとられない意識の醸成を図ります。

基本方針 I あらゆる分野における女性の活躍

結婚・出産後も継続して働く女性が増えています。男性は育児にかかわりたくても長時間労働の職場環境や男性が家事・育児・介護等に対して消極的な意識が背景にあり、女性の負担が大きい傾向です。男女とも、生活のなかで優先することからの希望と現状にはギャップがあります。すべての人が、人生を豊かにするワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を実現できるよう取り組みます。

多様な立場からの意見を反映して、誰もが暮らしやすい地域社会をつくるために、様々な場面において意思決定に参画する女性が増えるよう取り組みます。また、持続可能な社会の活力を維持するために、就労の場における男女の不平等を是正するとともに、女性活躍推進に向けた取組を促進します。

生活のなかで第1に優先することからの希望と現状



資料:「東大阪市男女共同参画に関する市民意識調査」(平成31(2019)年3月)

基本方向	基本施策	施策名	
(1) 働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進	①あらゆる人々が共に働きやすい職場環境づくりへの支援	1 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発	
		2 働きやすい職場環境づくり	
	②仕事と子育て・介護との両立支援	3 両立支援制度の活用促進	
		4 仕事と子育ての両立支援の推進	
		5 仕事と介護の両立支援の推進	
	③就職・再就職・起業等の支援	6 女性のためのエンパワーメント支援	
		7 女性のためのチャレンジ支援	
(2) 政策・方針決定過程への女性の参画促進	④審議会などへの女性の登用推進	8 庁内関係課への働きかけの強化	
	⑤市の女性職員の登用推進	9 計画的な女性登用	
	⑥地域社会での女性の参画推進	10 自治会など地域における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	
		11 女性リーダーの育成	
	⑦女性人材の育成		
	(3) 女性の活躍推進	⑧就労の場での男女の均等な機会と待遇の確保	12 労働に関する法律・制度の周知徹底
			13 女性活躍推進法に基づく取組促進
⑨事業所の積極的な取組への支援		14 ポジティブ・アクション [*] の取組促進	
		15 女性活躍にかかる情報発信	
⑩発達段階に応じたキャリア教育の実施		16 幼児期からの教育の充実	
	17 理系分野の女性人材育成		

※ポジティブ・アクション(積極的改善措置) 様々な分野において男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し機会を積極的に提供する措置のこと。

基本方針Ⅱ 健やかに安心して暮らせる社会づくり

生涯にわたって心身の健康をできるだけ長く保持することが一人ひとりの幸福感に大きく影響します。すべての人が、自らの心と体の健康について理解し、互いの人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもてるような取組を進めます。

夫婦・パートナーや恋人など身近な関係であっても相手を支配しようとする行為は暴力であり許されるものではないことの啓発を進めるとともに、本人や周囲の人がDVに気づくための情報提供や早期の相談につながる取組を進めます。

ひとり親家庭や高齢者、障害者、外国人などであることにより複合的な困難を抱えている人、生活困窮者などが安心して暮らせるように、人権尊重の観点からそれぞれの状況に応じて必要な支援に取り組みます。

基本方向	基本施策	施策名
(4) 生涯にわたる心と体の健康づくり	⑪すべての人の生涯を通じた健康保持・増進支援 ⑫妊娠出産等に関する母子の健康支援 ⑬リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*の概念の普及・啓発推進	18 ライフサイクルに応じた健康づくりの推進
		19 性差に応じた健康支援の推進
		20 妊娠前・妊娠出産期から子育て期まで切れ目のない支援の充実
(5) DV防止対策の推進	⑭DV相談の充実 ⑮支援と連携の強化 ⑯啓発と早期発見 ⑰デートDVへの取組	21 リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発
		22 子どもの発達段階に応じた性教育の推進
		23 相談体制の充実・強化
		24 被害者の安全確保の徹底
		25 被害者支援にかかる関係機関との連携強化
(6) あらゆる暴力の根絶	⑱暴力を許さない人権尊重に基づく社会的機運の醸成 ⑲子どもの人権についての理解 ⑳あらゆる暴力をなくすための取組	26 民間団体への支援の充実
		27 DV根絶に向けた啓発の充実
		28 早期発見のための体制の強化
		29 デートDVの防止と啓発
(7) 様々な困難を抱える人々への支援	㉑ひとり親家庭への支援 ㉒高齢者への支援 ㉓障害者(児)への支援 ㉔外国人住民への支援 ㉕生活困窮者への支援 ㉖困難な状況を抱える人々の課題解決のための支援 ㉗安心して暮らせるまちづくり	30 ジェンダーに基づく暴力の防止に関する理解の促進
		31 子どもの人権に関する学習機会の提供
		32 児童虐待の早期発見・早期対応のための連携強化
		33 あらゆる暴力をなくすための啓発の充実
		34 ひとり親家庭の支援事業の充実
		35 経済的自立の支援
		36 高齢者の社会参加の促進と生活支援
		37 高齢者が安心して暮らせるための環境づくりの推進
		38 障害者の社会参加の促進と自立支援
39 障害者が安心して暮らせるための環境整備		
40 外国人住民とその子どもへの生活支援の充実		
41 多言語相談の充実		
42 生活困窮者への自立支援の充実		
43 複合的な困難を抱える人への支援体制の充実		
44 安心して暮らせるための環境整備の推進		

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利)

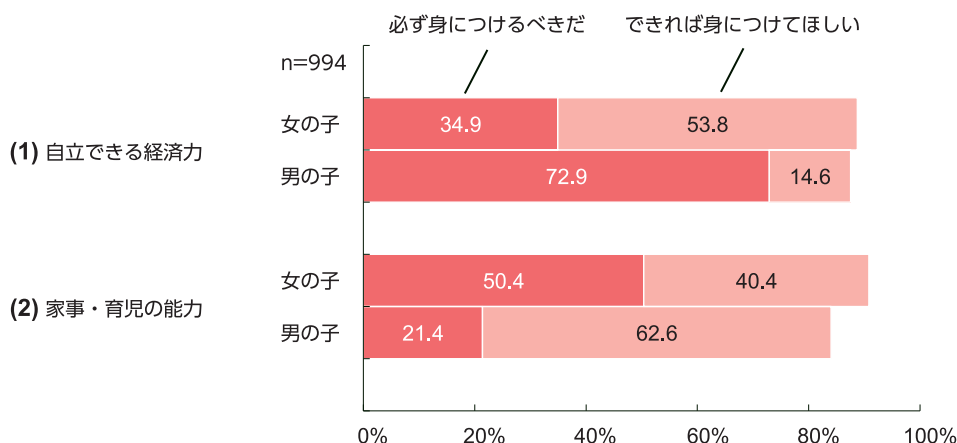
リプロダクティブ・ヘルスとは、性と生殖にかかわるすべてにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも良好な状態であること。リプロダクティブ・ライツは、リプロダクティブ・ヘルスを実現するために保障されなければならない、自己決定などの諸権利のこと。

基本方針Ⅲ 男女共同参画に向けた意識形成

私たちの生き方や働き方には、長年にわたり人々の意識に形成された性差に関する固定観念や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が影響しています。子どもの性別によって期待することが異なるのは、こうした意識が反映していると考えられます。

誰もが互いを尊重しながら、長い人生のなかで主体的に多様な選択ができる可能性が広がり、自分らしく生きられるようになるために、学校、家庭、地域、職場などのあらゆる場を通じて、幼児から高齢者にいたる幅広い層を対象に、男女共同参画を親しみやすく分かりやすく発信していきます。

女の子と男の子それぞれに身につけてほしいこと



基本方向	基本施策	施策名
(8) 男女平等・男女共同参画に関する教育の推進と意識の醸成	⑳ 保育・学校教育の中での男女平等意識の育成	45 保育士、教職員における男女平等意識の浸透
		46 子どものころからの男女平等意識の醸成
		47 教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策
		48 保護者における男女平等意識の醸成
(9) 家庭生活や地域における男女共同参画の推進	㉑ 男女共同参画についての理解の促進	49 男女共同参画推進のための広報・啓発活動の充実
		50 性別に基づく無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に関する啓発
		51 性別にとらわれない自立意識・職業意識の育成
(10) 多様な性や家族形態への理解の促進	㉒ 多様な選択を可能とする教育・学習機会の確保	52 人権を尊重したメディア・SNSの活用
		53 男性向けの学習機会の提供
		54 男性の育児参画の促進
(11) 多文化への理解と交流の推進	㉓ 地域における男女共同参画の推進	55 地域団体の活動における男女共同参画の促進
		56 防災・災害復興における男女共同参画の浸透
(10) 多様な性や家族形態への理解の促進	㉔ 安心・安全の分野への男女共同参画の推進	57 多様化する個人や家族への理解の促進
		58 地域における多文化共生の推進
(11) 多文化への理解と交流の推進	㉕ 多様な性や家族形態への理解の促進	59 多様な性や家族形態への理解の促進
		60 多文化共生の推進
(11) 多文化への理解と交流の推進	㉖ 多文化共生の推進	61 地域における多文化共生の推進
		62 多文化共生の推進

計画の推進体制

1 庁内推進体制の強化

市が実施する施策の企画立案・事業の実施が、男女共同参画の視点に立って行われるよう、男女共同参画推進本部が中心となって推進するとともに、市役所が男女平等・男女共同参画実践のモデル事業所となれるよう取り組みます。

2 条例に基づく施策の推進

市は、「東大阪市男女共同参画推進条例」に基づく施策を推進するとともに、市民、事業者、教育関係者それぞれが果たす役割について周知し、条例の基本理念の浸透を図ります。

3 計画の進捗管理

計画で掲げた事業に対して目標を設定し、可能な範囲で成果指標を設定し、継続的に目標の達成に向けて取り組みます。

4 男女共同参画社会づくりの拠点の充実

男女共同参画に関する情報提供、市民活動グループへの活動支援、相談、調査研究などの機能を有する男女共同参画センター・イコラームを拠点として、女性のエンパワーメントやネットワークづくりなどの支援を行うとともに、男性や子ども・若者に向けた事業にも積極的に取り組みます。

計画推進のための指標

評価指標	現状値	目標値(令和12年度)
市職員における男性職員の育児休業の取得率	3.5%(令和元年度実績)	5%(令和6年度)
審議会等における女性委員の割合	31.9%(令和2年4月現在)	40%
女性委員のいない審議会等の割合	7.5%(令和2年4月現在)	0%
市職員における総括主幹以上の職にある職員に占める女性割合(消防局を除く)	22.1%(令和2年4月現在)	25%(令和6年度)
「男女いきいき・元気宣言」事業者制度への登録事業者数(東大阪市内の事業者)	28社(令和2年8月末実績)	50社
リプロダクティブ・ヘルス/ライツという言葉を知っている人の割合	8.2%(平成30年度市民意識調査)	現状値から倍増
DV専門相談など暴力を受けたときに相談する場所を知っている人の割合	—	50%
暴力を受けたことがあるが、どこにも相談したことがない人の割合	23.5%(平成30年度市民意識調査)	0%
固定的な性別役割分担意識に同意しない人の割合	59.3%(平成30年度市民意識調査)	70%
社会全体からみた男女の地位が「平等である」と思う人の割合	18.7%(平成30年度市民意識調査)	28%
「男女共同参画社会」という言葉を知っている人の割合	(参考値)64.5% (令和元年度府民意識調査)	100%
育児期(0歳から11歳の子どもを養育している時期)にある男性のうち、平日に育児に参画しない人の割合	14.3% (平成30年度市民意識調査)	現状値から半減
男女共同参画センター・イコラームの主催の講座に参加した20代30代の人々の割合	8.4% (令和元年度実績)	15%

第4次東大阪市男女共同参画推進計画

概要版

令和3(2021)年3月

編集・発行：東大阪市 人権文化部 多文化共生・男女共同参画課

〒577-8521 東大阪市荒本北1丁目1番1号

電話 06-4309-3300 FAX 06-4309-3823



持続可能な開発目標SDGsは、2015年の国連サミットで採択された17の国際社会共通目標です。目標5は「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」です。